

東日本大震災塩竈市追悼式

東日本大震災により犠牲となられた市民の方々を追悼するため、東日本大震災塩竈市追悼式を行います。

とき 3月11日(火) 14:30

ところ 塩釜ガス体育館(今宮町9番1号)

主催 塩竈市

- ・追悼式は無宗教で執り行います。
- ・葬儀ではありませんので、ご供花、ご供物、ご香典などは辞退申し上げます。
- ・一般の市民の皆さまも献花していただけますのでご参列ください。
- ・駐車スペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・式典当日は東日本大震災の発生から3年を迎えます。震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするため、午後二時四十六分から一分間の黙とうにご協力をお願いいたします。

追悼献花所

同時開催として、塩竈市東日本大震災モニメント前に献花所を設けさせていただきますので、より多くの方々の献花をお願いいたします。

とき 3月11日(火) 13:00~16:00

ところ 塩竈市東日本大震災モニメント

千賀の浦緑地内(海岸通196番4)

- ・上記時間内で自由にどなたでも献花を行っていただけます。
- ・なお、献花用の花は準備しておりますが、数に限りがありますので予めご了承ください。
- ・会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



問 総務課総務係

☎364-1111 (内線255)

平成26年4月1日から消費税および地方消費税率が変わります

～市の公共施設などの使用料・手数料の改定に関するお知らせ～

消費税率改定について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」などにより、平成26年4月1日から消費税および地方消費税(以下「消費税」)の率が5%から8%に改定されます。

現行 (5%)	消費税 (4%)	地方消費税 (1%)
改定後 (8%)	消費税 (6.3%)	地方消費税 (1.7%)

消費税と市の使用料などの関係について

市の使用料などには、消費税が課税されるものと課税されないもの(非課税のもの)があり、課税されるものについては、消費税率の引上げ分を転嫁することになります。

消費税が課税されるもの	水道・下水道料金・病院の個室料金・体育館の利用料など
消費税が非課税のもの	住民票などの各種証明書交付手数料・病院の一般的な治療費など

市の方針

本来は、市の使用料などすべてについて消費税率の引上げ分を転嫁した改定を行うべきものですが、本市においては、現在震災からの復旧・復興期間であることを考慮し、市民のみなさんの生活や地域経済への負担軽減に配慮した改定にとどめることを方針にしています。

条例改正案を議会に提出しています

市の方針に基づき、水道・下水道料金など国に消費税を納める義務(納税義務)があるものについては転嫁し、公民館の利用料など納税義務のないものについては、当面据え置くこととし、以下の条例を改正する案を市議会に提出しています。

なお、詳細は市議会での結果を踏まえ、広報やホームページなどでお知らせします。

改正する条例	対象となる使用料など
塩竈市水道事業給水条例	基本料金・従量料金など
塩竈市下水道条例	基本使用料・従量使用料など
塩竈市漁業集落排水事業条例	基本使用料(浦戸野々島・寒風沢)など
塩竈市立病院使用料および手数料条例	個室料金・診断書料など(一般的な治療費は非課税)
塩釜港旅客ターミナル条例	会議室利用料など
塩竈市スポーツ施設条例	入場料を徴収する場合や営利を目的とする場合の競技場利用料 ※個人利用の料金などは据え置きます

問 財政課行政改革係 ☎364-1111 (内線263)